

個人(病院)が受けた債務免除益が収入金額に含まれないとされた事例 (大阪地裁平成24年2月28日判決(全部取消し))

税経システム研究所顧問 大淵博義

I 判決の紹介

第1. 事案の概要

本件は、病院事業を営む原告Xが、A機構及びB事業団(同事業団の地位は独立行政法人B事業団に承継された。以下、承継の前後を問わず「B事業団」といい、A機構と併せて「A機構等」という。)から受けた総額24億1033万円の債務免除(以下「本件債務免除」という。)に係る債務免除益(以下「本件債務免除」という。)を事業所得の総収入金額に算入せずに平成17年分の所得税の確定申告をしたところ、処分行政庁からその一部である10億2116万円を事業所得として総収入金額に加算する内容の更正処分(以下「本件更正処分」という。)及び過少申告加算税の賦課決定処分(以下「本件賦課決定処分」といい、本件更正処分と併せて「本件更正処分等」という。)を受けたため、本件債務免除益には所得税基本通達36-17の適用があるから上記加算は許されないと主張し、本件更正処分等の取消しを求めた事案である。

1. 本件債務免除の経緯

(1) 原告は、平成2年10月1日から平成18年9月30日まで、原告肩書地においてC病院(以下「本件病院」という。)を開設していた医師である(注)。原告は、本件病院の建築資金及び運営資金等として、B事業団から平成元年10月18日に4億5600万円をE銀行から平成2年10月31日に7億5200万円、平成5年12月21日に7億4270万円を、それぞれ借り入れた。E銀行の原告に対する上記各貸金債権は、平成8年1月にF銀行に営業譲渡によって承継され、平成11年3月23日にA機構に譲渡された。

(注)原告は、平成18年5月11日、医療法人D会(以下「本件医療法人」という。)を設立してその理事長に就任し、同年10月1日、本件病院に係る事業を本件医療法人に引き継いでいる。

(2) 原告が、平成17年8月9日当時、上記(1)の借入れに基づきA機構等に対して負担していた債務の総額は29億1033万円(内訳は、以下のとおり)であって、いずれの債務についても期限の利益を喪失していた。

(ア) A機構に対する債務	合計 24億0247万円	
a 平成2年10月31日付け借入れに係る債務	11億0236万円	
(内訳)		
残元金	4億9500万円	
未払利息	2093万円	
遅延損害金	5億8643万円	
b 平成5年12月21日付け借入れに係る債務	13億0010万円	
(内訳)		
残元金	6億8150万円	
未払利息	1138万円	
遅延損害金	6億0722万円	

(イ) B事業団に対する債務	5億0786万円
(内訳)	
残元金	2億9170万円
未払利息	2億0931万円
遅延損害金	684万円

(3) 原告は、平成17年8月9日、G銀行から5億円を借り入れ、これを原資として、A機構に対し2億0830万円〔前記(2) aの残元金の一部に充当〕を、B事業団に対し2億9170万円〔同(イ)の残元金全額に充当〕を、それぞれ支払った。これを受け、A機構等は、同日、原告に対し、上記(3)の債務の残額(総額24億1033万円)を免除した(本件債務免除)。

2. 本件更正処分等の経緯

原告は、平成18年3月14日に、本件債務免除益を、事業所得の金額の計算上収入金額に算入しないで平成17年分の所得税の確定申告を行ったところ、処分行政庁は、平成20年5月2日、原告に対し、本件債務免除益のうち10億2116万円を原告の平成17年分の事業所得の金額に算入する内容の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分(本件更正処分等)を行った。

3. 本件の争点

- (1) 本件債務免除益に基本通達36-17の適用があるか否か
- (2) 本件債務免除益の一部のみを算入したことの当否
- (3) 国税通則法65条4項の「正当な理由」の有無

第2. 双方の主張

争点(1)(本件債務免除益に基本通達36-17の適用があるか否か)について

1. 原告の主張

○ 基本通達36-17の趣旨及び判断基準

(1) 趣旨

- a 事業所得者が経営不振により著しく債務超過の状態となったため債権者から債務免除を受けた場合、原則どおりこれを収入金額に算入すると、実質的には支払能力のない債務の弁済を免れただけであるのに、その年の事業損失を超える債務免除であったときは事業所得としてこれに課税が行われることとなる。しかしながら、当該債務免除益は単に形式上の所得であって、これによって担税力のある所得を得たものとはいえない。基本通達36-17は、経済的利益を課税の対象とする旨規定する所得税法36条を根拠とし、その解釈として、上記のような債務免除益について、経済的利益の価額がゼロであるとして収入金額に算入しない取扱いを明らかにしたものである。
- b 被告は、基本通達36-17ただし書が一定の損失額の範囲で収入金額に算入するものとしていることと整合しないと反論する。しかし、このただし書の規定は、結局、上記aのような場合は本来債務免除益に対する課税は生じないが、事業損失がある場合には、形式的に債務が存在するとした上で、その事業損失から当該形式的債務免除益を控除して事業損失を確定させることとしたものというべきである。また、基本通達

36-17 はあくまでも債務免除益課税の例外を定める規定であるところ、債務免除益課税の例外の適用を受けた者について、翌年以降に事業損失の繰越しを許容することは、必要以上の非課税を認めるに等しいため、政策的にただし書が設けられたと解される。

(2) 判断基準

所得税法9条1項10号は、資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難である場合における強制換価手続による資産の譲渡による所得その他これに類するものとして政令で定める所得については所得税を課さない旨規定し、所得税法施行令26条は、上記の「政令で定める所得」を、資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であり、かつ、強制換価手続の執行が避けられないと認められる場合における資産の譲渡による所得で、その譲渡に係る対価が当該債務の弁済に充てられたものと規定し、基本通達9-12の2は、上記各規定にいう「資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難」である場合とは、債務者の債務超過の状態が著しく、その者の信用、才能等を活用しても、現にその債務の全部を弁済するための資金を調達することができないのみならず、近い将来においても調達することができないと認められる場合をいい、これに該当するかどうかは上記各規定に規定する資産を譲渡した時の現況により判定する旨規定する。

基本通達36-17は、所得税法9条1項10号と同趣旨に出たものと解されるから、基本通達36-17にいう「債務者が資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であると認められる場合」とは、基本通達9-12の2にいう「債務者の債務超過の状態が著しく、その者の信用、才能等を活用しても、現にその債務の全部を弁済するための資金を調達することができないのみならず、近い将来においても調達することができないと認められる場合」と、基本的には同一である。この点、被告は、基本通達36-17が予定する場面を「誰の目から見ても資力を喪失し経済的破綻状態が客観的に明らかでかつ、課税上不公平な結果を招くことのない状態をいう」と言換えているが、そのような文言はどこにもなく、失当である。

(3) 判定時期

上記(1)のとおり、基本通達36-17は所得税法36条の合理的な解釈を確認した規定であるというべきである以上、租税法律主義の下、基本通達36-17の適用要件は、文言に忠実に解釈されるべきであり、「債務者が資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難である場合に受けた」債務免除に当たるか否かは、債務免除を受ける直前の状況から判断すべきである。このことは、基本通達36-17の趣旨〔前記(1)〕に加え、以下の点からも明らかである。

- a 貸倒損失に係る基本通達51-11(4)及び法人税基本通達9-6-1④は、「債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その貸金等の弁済を受けることができないと認められる場合において、その債務者に対し債務免除額を書面により通知した」場合には、債務免除額が貸倒損失として必要経費に算入されることとしている。基本通達36-17は、債務免除益という経済的利益の内容について実質的に評価するために、債務免除に伴う純資産の増加が実質を伴うものかどうかを問題としているところ、経済的利益の実質的価値の有無が問題となるのは、貸倒損失に関する基本通達51-11(4)も同様

であるから、上記各通達と基本通達 36-17 との適用場面とは原則として共通するといふべきである。

- b 所得税法 9 条 1 項 10 号について、財団法人大蔵財務協会発行の「資産税質疑応答集」は、基本通達 9-12 の 2 にいう「債務者が資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であると認められる場合」の判断時点を、当該譲渡を行ったときの直前の状況と解説している。
- c 相続税法 8 条ただし書は、債務者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合において、当該債務の全部又は一部の免除を受けたときの債務免除益について、その債務を弁済することが困難である部分の金額については贈与又は遺贈により取得したものとみなさない旨規定し、相続税法基本通達 8-4 が準用する同通達 7-5 は、上記の「債務を弁済することが困難である部分の金額」は、債務超過の部分の金額から、債務者の信用による債務の借換え、労務の提供等の手段により近い将来において当該債務の弁済に充てることができる金額を控除した金額をいうが、特に支障がないと認められる場合においては、債務超過の部分の金額を「債務を弁済することが困難である部分の金額」として取り扱っても妨げないと規定する。このように、相続税法も、債務免除益の担税力の有無を、債務免除を受ける直前の、債務者の、免除対象となった債務の弁済能力の有無という基準でもって規律している。

2. 被告の主張

○ 基本通達 36-17 の趣旨及び判断基

(1) 課税減免規定は厳格に解釈すべきであること

課税減免規定の解釈に当たっては、課税要件規定以上に、その法律の趣旨・目的に沿った厳格な解釈が要求されており、みだりに拡張類推して解釈することは、慎まなければならない。包括的所得概念が採用されている我が国の所得税法の下においては、債務免除益は、原則として担税力を有する課税所得に当たると解されており、所得税法所定の非課税所得には該当しない。したがって、債務免除益を例外的に非課税とするためには、債務者が資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であると認められ、およそ「担税力を有する経済的利益」という法概念には該当しない場合であることが必要である。

(2) 趣旨

事業所得者が、経営不振による著しい債務超過で経営破綻に陥っている状況で、債権者が債権放棄したなどの場合には、債務者は実質的には支払能力のない債務の弁済を免れただけであるから、当該債務免除益のうちその年分の事業所得の計算上生じた損失の額を上回る部分については、担税力を得た所得とみるのは必ずしも実情に即さず、かかる債務免除額に対して所得税法所定のとおり収入金額として課税しても徴収不能となることは明らかで、いたずらに滞納残高のみが増加し、また滞納処分を招くだけであり、他方、上記のような事情にある明らかに担税力のない者について課税を行わないこととしても、課税上の不公平が問題となることはなく、むしろ課税をすることに一般の理解は得られないものと考えられる。基本通達 36-17 は、所得税法 36 条 1 項の特例として、かかる無意味な課税を差し控え、積極的な課税をしないこととしたものである。

(3) 判断基準

- a 所得税法9条1項10号及び所得税法施行令26条は、原則として、強制換価手続等により資産が譲渡された場合であっても、その譲渡所得に対しては所得税を課することを前提として、基本通達36-17と同一の文言である「資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であると認められる場合」に限り、例外的に所得税を課さないこととしている。その趣旨は、強制換価等によって資産の譲渡が行われるのは、その資産の全部をもってしても債務の全部を弁済することができないような状態に陥って初めてなされる場合が多く、このような場合に譲渡所得に対する課税を行っても、その者には担税力がなく、結果的には徴収不能になることが明らかであることや、個人に対しては、その最低限度の生活を保障すべき憲法上の要請があることを考慮して一定の合理的な範囲で課税所得とすることを控え、個人の生計維持を図ったものと考えられる。そして、所得税法9条1項10号及び所得税法施行令26条に規定する「資力を喪失し債務を弁済することが著しく困難」の意義について、基本通達9-12の2は、「債務者の債務超過の状態が著しく、その者の信用、才能等を活用しても、現にその債務の全部を弁済するための資金を調達することができないのみならず、近い将来においても調達することができないと認められる場合をいい、これに該当するかどうかは、これらの規定に規定する資産を譲渡した時の現況により判定する。」と規定する。
- b 基本通達36-17と所得税法9条1項10号及び所得税法施行令26条において、それぞれ「資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難である」場合との文言が用いられているが、両者は同一の趣旨に出たものであることが明らかであり、同一の文言である以上、同様に解するのが合理的である。したがって、基本通達36-17にいう「資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であると認められる場合」とは、「債務者の債務超過の状態が著しく、その者の信用、才能等を活用しても、現にその債務の全部を弁済するための資金を調達することができないのみならず、近い将来においても調達することができないと認められる場合」をいい、誰の目から見ても資力を喪失し経済的破綻状態にあることが客観的に明らかな場合であって、課税上不公平な結果を招くことがない状態をいうものと解すべきである。

(4) 判定時期

- a 基本通達36-17の適用場面と同一状況を規定したものと解される所得税法9条1項10号に関する基本通達9-12の2は、所得税法9条1項10号及び所得税法施行令26条の適用の有無の判定時期について、「これに該当するかどうかは、これらの規定に規定する資産を譲渡した時の現況により判定する」と定めているところであり、債務免除の場合において、上記と同様に解すると、その判定時期は、債務免除を受けた時の現況とすべきこととなり、具体的には、債務免除の効果発生時点と解すべきこととなる。すなわち、債務免除益は、所得税法上は「収入」としか規定されておらず、債務免除の効果に着目して、債務免除を受けた結果、当該負債が消滅することによって資産状態が回復したことが収入と評価されるのであり、これによりその他の債務の弁済が可能となって担税力を回復したのであれば、それは原則に戻るものであって、基本通達36-17の趣旨が妥当すべき場面ではなくなる。このような債務免除の経済実態や法的意味に照らしても、判定時期はその効果発生時点と解すべきである。

- b 基本通達9-12の2は、「近い将来においても資金を調達することができないと認められる場合」と定め、納税者の近い将来の担税力にも着目している点から見ると、その担税力の判定においては、債務免除の効果発生時点後の現況をも考慮する必要がある。そして、債務免除からある程度経過した後の事情であっても、それが債務免除の時点において織込み済みであった場合には、高度に資力回復する蓋然性やその他の信用力をも含めて、上記判定の考慮事項に含まれることになる。

＜本件事案の当てはめ＞

- a 原告は、本件債務免除を受ける以前から、医療法人化を条件とする融資を受けることを計画し、平成17年8月9日、G銀行から、できるだけ早く医療法人化することを条件として5億円の融資を受け、これにより旧債務の一部を弁済し、A機構等から残債務の免除を受け(本件債務免除)、現に本件債務免除を受けた平成17年8月から約1年余りで約定どおり医療法人化している。他方、G銀行側としても、原告の経営する病院が医療法人化すれば、これによりさらに収益を上げ、支払が円滑に進むことを見込んでいたからこそ上記提案をしたのであって、本件債務免除後の上記事情は、本件債務免除時において既に織込み済みあるいは相当程度の蓋然性をもって実現することが可能であったものである。
- b 原告は、G銀行から受けた融資について、約定どおり、平成17年8月から平成21年12月時点まで滞りなく弁済している。
- c 原告は、平成18年10月1日にその個人事業を本件医療法人に引き継いでいるところ、同法人からは、役員報酬として月額250万円を得ており、また、本件病院の敷地を所有し、同法人への貸付けの対価として、地代月額60万円を受領しているのであって、相当額の収入を得ていることが明らかである。
- d 以上のとおり、原告は、本件債務免除を受ける前においては債務超過の状態にあったものの、G銀行から5億円の融資を受けることが可能な状態であり、本件債務免除により原告の資産及び負債の状況が大きく改善したこと、その後も滞りなく弁済している上、相当額の収入を得ていることからすれば、本件債務免除は「債務者が資力を喪失し債務を弁済することが著しく困難であると認められる場合に受けたもの」に該当せず、また、資力を喪失し経済的破綻状態にあることが明らかな場合であって、課税しないことが、課税上不公平な結果を招くことのない状態であるとはいえない。したがって、本件債務免除益には、基本通達36-17の適用はなく、事業所得の総収入金額に算入されるべきである。

争点(2)(本件債務免除益の一部のみを算入したことの当否)について

(原告の主張)

処分行政庁は、本件更正処分等をする前に、税務調査によって、本件債務免除の総額を把握していた。それにもかかわらず、処分行政庁は、債務免除額が10億2116万5891円であることを前提に、本件更正処分等をした。これは、処分行政庁が、裁量によって原告の納税義務を決定したことを意味し、合法性の原則及び租税法律主義に反し違法である

(被告の主張)

課税処分取消訴訟の審理対象は、課税処分自体の理由にとらわれず、課税処分の認定額が納税者の実際の課税標準を上回るか否かとするいわゆる総額主義を採用しているものと解するのが相当であり、課税処分により確定された税額が総額において租税法規によって客観的に定まっている税額を上回らなければ、当該課税処分は適法というべきである。処分行政庁は、本件債務免除額 24 億 1033 万円のうち、A 機構に対する借入金残高 9 億 6820 万円及び原告の事業所得の計算上必要経費として計上されていた B 事業団に対する未払利息の合計 10 億 2116 万のみを収入金額に算入して本件更正処分等をしているところ、これは客観的な税額を上回らないから、本件更正処分等は適法である。

なお、処分行政庁は原告の税額を恣意的に決定した訳ではなく、合法性の原則等に反する旨の原告の主張は失当である。

争点(3) (国税通則法 65 条 4 項の「正当な理由」の有無)について(省略)**第 3. 争点に対する判断****1. 争点(1) (本件債務免除益に基本通達 36-17 の適用があるか否か)について****(1) 基本通達 36-17 の解釈****ア 所得税法上の位置付け等について**

(ア) 本件で問題となる債務免除益について、債務免除は、債権者が債務者に対して有する債権を消滅させる行為であり、その結果、債務者が債権者に対して負担する支払義務が消滅するのであるから、所得税法 36 条にいう経済的利益に当たるといふべきである。基本通達 36-15(5)が、債務免除益は所得税法 36 条にいう経済的利益に含まれ、免除を受けた金額を経済的な利益の価額とする旨規定するのも、上記の理解に沿うものであり、合理的なものといえる。

(イ) 関連規定との比較検討

a 相続税法 8 条本文は、個人からの債務免除によって利益を受けた者は、当該債務免除があった時において、当該債務免除に係る債務金額に相当する金額を、当該債務免除をした者から贈与により取得したものとみなす旨規定し、所得税法 9 条 1 項 16 号は、個人からの贈与により取得する所得については、所得税を課さない旨規定する。

ところで、相続税法 8 条ただし書 1 号は、同条本文の例外とし、債務者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合において、当該債務の全部又は一部の免除を受けたときは、その贈与により取得したものとみなされた金額のうちその債務を弁済することが困難である部分の金額については、同条本文の規定を適用しない旨を規定する。これは、債務者が経済的破綻状態に至った場合においてやむを得ず、又は道義的に行われた債務免除にまで贈与税が課されることは適当でないとの考えに基づいて定められた規定であるところ、債務者が資力を喪失して債務を弁済することが困難であるか否かの判断時期が債務免除の直前であることは、同規定の趣旨からも、またその文言からも明らかである。そうすると、個人から受けた債務免除益については、債務免除の直前の状況を前提に資力を喪失して債務を弁済す

ることが困難であったが、債務免除の結果、債務者が資力を回復したというような場合でも、一定の範囲で贈与税が課されないことになる(かかる場合において、所得税も課されないことは明らかである。)

ところで、基本通達36-17は、所得税法9条1項16号が適用されない債務免除益、すなわち、法人が個人に対してした債務免除等に係る債務免除益に適用される規定であるところ、債務免除を行った者が個人であるか法人であるかといった債権者の属性によって、債務免除益に課税するか否かについて差異を設ける合理的な理由があるとは認め難い。そうすると、法人である債権者から債務免除を受けた場合、当該債務免除後においても、債務者が資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難である場合でなければ、全く基本通達36-17の適用がないとすることは、個人から債務免除を受けた場合と比して均衡を失するものといえる。他方、法人である債権者から債務免除を受ける前において、債務者が資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であれば、当該債務免除の結果、債務者が資力を回復した場合であっても、当然に債務免除益全額を収入金額に算入しないというのも、個人から債務免除を受けた場合と比してやはり均衡を失するものといえる。

- b 所得税法9条1項10号は、資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難である場合における強制換価手続による資産の譲渡による所得その他これに類するものとして政令で定める所得については所得税を課さない旨規定し、所得税法施行令26条は、上記の「政令で定める所得」を、資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であり、かつ、強制換価手続の執行が避けられないと認められる場合における資産の譲渡による所得で、その譲渡に係る対価が当該債務の弁済に充てられたものと規定するところ、基本通達9-12の2は、これらの「資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難」である場合とは、債務者の債務超過の状態が著しく、その者の信用、才能等を活用しても、現にその債務の全部を弁済するための資金を調達することができないのみならず、近い将来においても調達することができないと認められる場合をいい、これに該当するかどうかは、これらの規定に規定する資産を譲渡した時の現況により判定するとしている。これらの規定が、一定の要件の下に強制換価手続等による資産の譲渡による所得を非課税所得としているのは、資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であるために強制換価手続等が行われる者から所得税を徴収することが困難であることや、強制換価手続等による資産の譲渡が本人の意思に基づかない強制的な譲渡であり、あるいはそれと同視できるものであること等を考慮したことによるものと解される。そして、所得税法施行令26条は、その文言上、「資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難」であるという要件と「強制換価手続の執行が避けられない」という要件とを並列に扱うと共に、これら各要件が認められる「場合における資産の譲渡」と規定していることからすると、同条は、債務者が資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難か否かの判断を、強制換価手続の執行が避けられないことに基づきした資産の譲渡の直前の財産状況を前提に行うものとしていると解されるところであって、所得税法9条1項10号も、同号自体が「資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難である場合における(中略)強制換価手続による資産の譲渡による所得」と、「これに類するものとして」上記所得税法施行令26条が定める所得を非課税とする旨規定しているこ

とに照らせば、債務者が資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であるか否かの判断を、当該強制換価手続等による資産の譲渡が行われる直前の財産状況を前提に行うものとしていると解するのが相当である。

そうすると、所得税法9条1項10号や所得税法施行令26条と同様に、債務者が「資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難」である場合という文言を用いる基本通達36-17においても、債務者が資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であるか否かの判断は、債務免除が行われる直前の財産状況を前提に行うことを予定していると理解するのが自然である。

- c. 加えて、法人税法59条1項1号は、内国法人について更生手続開始の決定があった場合において、その内国法人が当該更生手続開始の決定があった時においてその内国法人に対し政令で定める債権を有する者から当該債権につき債務の免除を受けた場合に該当するときは、その該当することとなった日の属する事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額で政令で定めるものに相当する金額のうちその債務の免除を受けた金額の合計額に達するまでの金額は、当該適用年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する旨規定し、同条2項1号は、内国法人について再生手続開始の決定があったことその他これに準ずる政令で定める事実が生じた場合において、その内国法人がこれらの事実の生じた時においてその内国法人に対し政令で定める債権を有する者から当該債権につき債務の免除を受けた場合に該当するときは、その該当することとなった日の属する事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額で政令で定めるものに相当する金額のうちその債務の免除を受けた金額の合計額に達するまでの金額は、当該適用年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する旨規定する。

このように、会社更生手続又は民事再生手続が開始された法人が受けた債務免除益については、法人税法上、これを益金に算入する扱い自体に変更はないものの、当該債務免除額を限度として、通常の繰越控除の適用期間を経過した欠損金の損金算入を認めるものとされており、法人の再建をより容易にする趣旨の規定が設けられているということが出来る。これに対し、民事再生手続が開始された個人が受けた債務免除益については、所得税法上、個人の再建を支援する趣旨の特別の規定は設けられていない。これは、民事再生手続が開始された個人の再建を支援することについては、基本通達36-17がその役割を果たしていることによるものと解することもできよう。

- (ウ) 以上に検討したところに加え、基本通達36-17が、「債務免除益のうち、債務者が資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であると認められる場合に受けたもの」と規定しており、その文言からは、債務免除を受ける直前の状態において、債務者が資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であることを要件としていると理解するのが自然であることに照らすと、基本通達36-17は、債務免除を受ける直前において、債務者が資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難である場合には、当該債務免除益を各種所得の金額の計算上収入金額又は総収入金額に算入しない旨の取扱いをする旨を定めているものと解すべきである。

(エ) ところで、通達は、上級行政機関がその内部的権限に基づき、下級行政機関や職員に対し発する行政組織内部の命令にすぎず、国民の権利義務に直接の法的影響を及ぼすものではなく、このことは、通達の内容が法令の解釈や取扱いに関するものであっても同様であるから、通達に従った税務処理が適法であるというためには、当該通達がそのよって立つ法令に整合するものであることが必要である。そこで、上記に述べた基本通達 36-17 の解釈が、所得税法の解釈に整合するものか否かが問題となる。

そこで検討するに、所得税法は、23 条ないし 35 条において、所得をその源泉ないし性質によって 10 種類に分類し、それぞれについて所得金額の計算方法を定めているところ、これらの計算方法は、個人の収入のうちその者の担税力を増加させる利得に当たる部分を所得とする趣旨に出たものと解される。このことに鑑みると、同法 36 条 1 項が、経済的な利益をもって収入する場合にはその利益の価額を各種所得の計算上収入金額又は総収入金額に算入する旨規定しているのは、当該経済的な利益のうちその者の担税力を増加させる利得に当たる部分を収入金額及び総収入金額に算入する趣旨をいうものと解すべきである。そして、債務免除を受ける直前において、債務者が資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であり、債務者が債務免除によって弁済が著しく困難な債務の弁済を免れたにすぎないといえる場合には、当該債務免除という経済的利益によって債務者の担税力が増加するものとはいえない。そうすると、基本通達 36-17 本文は、当該債務免除の額が債務者にとってその債務を弁済することが著しく困難である部分の金額の範囲にとどまり、債務者が債務免除によって弁済が著しく困難な債務の弁済を免れたにすぎないといえる場合においては、これを収入金額に算入しないことを定めたものと解するのが相当であり、このような解釈は、所得税法 36 条の趣旨に整合するものというべきである。(なお、前記のとおり債務免除益は経済的利益に当たるものであるから、基本通達 36-17 本文の趣旨は、債務免除益が当該債務免除を受けた債務者の担税力を増加させない場合に積極的に課税をすることを避けようというものにとどまるというべきである。したがって、関連業務に係る損失の控除等によって課税が生じない範囲では原則どおり当該債務免除益を収入金額に算入するという基本通達 36-17 ただし書の取扱いは、上記に説示した同本文の解釈と矛盾しないものといえる。)

イ 適用要件について

(ア) 上記アに説示したところによれば、債務免除を受ける直前において、債務者が資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であり、かつ、当該債務免除の額が債務者にとってその債務を弁済することが困難である部分の金額の範囲にとどまる場合には、当該債務免除益に基本通達 36-17 の適用があると解すべきである。

(イ) **基本通達 36-17 にいう「資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であると認められる場合」の意義**

所得税法 9 条 1 項 10 号及び所得税法施行令 26 条の規定は、資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であるために強制換価手続が行われる者又はそれが避けられない者については、租税徴収が困難であることや、強制換価手続等による

資産の譲渡が本人の意思に基づかない強制的な譲渡であり、あるいはそれと同視できるものであること等を考慮し、定められたものと解される。そうすると、基本通達9-12の2が、所得税法9条1項10号及び所得税法施行令26条にいう「**資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難**」な場合とは、**債務者の債務超過の状態が著しく、その者の信用、才能等を活用しても、現にその債務の全部を弁済するための資金を調達することができないのみならず、近い将来においても調達することができないと認められる場合をいい、これに該当するかどうかは、これらの規定に規定する資産を譲渡した時の現況により判定すると規定するのは、上記の趣旨に沿う合理的なものといえる。**

そして、所得税法の規定を受けて制定された基本通達が、同法の規定と同様の文言を用いている以上、特段の事情がない限り、その意義についても同様に解すべきである。したがって、**基本通達36-17にいう「資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であると認められる場合」とは、所得税法9条1項10号及び所得税法施行令26条同様、債務者の債務超過の状態が著しく、その者の信用、才能等を活用しても、現にその債務の全部を弁済するための資金を調達することができないのみならず、近い将来においても調達することができないと認められる場合をいうと解するのが相当であり、上記ア(エ)に説示した同通達の趣旨にも沿うものである。**

ウ 被告の主張について

(ア) 被告は、基本通達36-17は、事業所得者が経営破綻といえる状況に陥っている状況で債権者が債権放棄したなどの場合には、債務者は実質的には支払能力のない債務の弁済を免れただけであり、かかる債務免除額に対して所得税法所定のとおり収入金額として課税しても徴収不能となることは明らかで、いたずらに滞納残高のみが増加し、また滞納処分の停止を招くだけであり、他方、上記のような事情にある明らかに担税力のない者について課税を行わないこととしても、課税上の不公平が問題となることはなく、むしろ課税をすることに一般の理解は得られないものと考えられるから、所得税法36条1項の特例として、無意味な課税を差し控え、積極的な課税をしないこととしたものであるとし、納税者が、債務免除後においても納税資力がなく、これに課税しても徴収不能になることが明らかである場合でなければ、債務免除益を収入金額に算入しないことは正当化できない旨主張する。

しかしながら、所得税法が、個人の収入のうちその者の担税力を増加させる利得に当たる部分を所得とする趣旨の下、23条ないし35条において、所得をその源泉ないし性質によって10種類に分類し、それぞれについて所得金額の計算方法を定めていることに鑑みると、**債務免除益について、その額が債務者にとってその債務を弁済することが著しく困難である部分の金額の範囲にとどまり、債務者が債務免除によって弁済が著しく困難な債務の弁済を免れたにすぎないといえる場合に、これを収入金額に算入しないという取扱いは、同法36条の趣旨に整合する合理的なものであるというべきであり、基本通達36-17の適用範囲を、被告の主張するように狭く解釈するのは相当ではない。**

(イ) また、被告は、債務免除益は、所得税法上は「収入」としか規定されておらず、

債務免除の効果に着目して、債務免除を受けた結果、当該負債が消滅することによって資産状態が回復したことが収入と評価されるのであり、これによりその他の債務の弁済が可能となって担税力を回復したのであれば、それは原則に戻るのであつて、基本通達36-17の趣旨が妥当すべき場面ではなくなることからすると、判定時期はその効果発生時点と解すべきであると主張する。

しかしながら、当該債務免除の額が債務者にとってその債務を弁済することが困難である部分の金額の範囲にとどまり、債務者が債務免除によって弁済が著しく困難な債務の弁済を免れたにすぎないといえる場合において、債務免除の対象とされなかった債務を弁済するためには、債務免除とは別に担税力を増加させる所得を得ることが必要であり、当該所得は当該課税の対象となるものである。このように、当該債務免除を受けた結果、債務者の資産状態が回復し、これによりその他の債務の弁済が可能となったとしても、そのことをもって、当該債務免除益自体によって担税力が増加したものであるということとはできないから、これを収入金額に算入しないという取扱いは、基本通達36-17及びそのよつて立つ同法36条の趣旨に沿った合理的なものであるということは一前記ア(エ)で述べたとおりであり、被告の主張は採用できない。

エ 小括

以上によれば、債務免除を受ける直前において、債務者が資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であり、かつ、当該債務免除の額が債務者にとってその債務を弁済することが著しく困難である部分の金額の範囲にとどまる場合には、当該債務免除益は各種所得の計算上収入金額又は総収入金額に算入されないものと解するのが相当である。

(2) 本件の検討

ア 証拠及び弁論の全趣旨によれば、本件債務免除が行われた経緯について以下の事実が認定できる。

(ア) A機構は、企業再生を円滑に進めるため、平成16年2月にA機構企業再生スキーム(A機構が主要債権者である再生可能な債務者又はA機構に他の金融債権者の同意を得るための調整を依頼した金融債権者が主要債権者である再生可能な債務者について、金融債権者間の合意の下で事業の再生を行わせることにより事業収益から最大限の回収を図ることを意図して行われる私的再生を対象とするスキーム)を作成した。

A機構は、平成16年3月1日、国税庁課税部長に対し、A機構企業再生スキームに定める手続と基準に従って合意した再生計画により債権放棄等が行われた場合の債権者及び債務者における税務上の取扱いについて、〈1〉債権放棄をした債権者について、原則として、法人税基本通達9-4-2にいう「合理的な再建計画に基づく債権放棄等」であると解して差し支えないか、〈2〉債務免除を受けた債務者について、原則として、法人税法59条(資産整理に伴う私財提供等があった場合の欠損金の損金算入)の適用があるものと解して差し支えないかを照会した。これに対し、国税庁課税部長は、平成16年3月24日、A機構に対し、当該事実関係を前提とする限り、A機構の見解のとおりで差し支えない旨回答した。

(イ) A機構は、原告に対し、A機構企業再生スキームに準じたスキームに基づき、医療経営の査定を受けた上で、本件病院を売却するか、本件病院の経営者を交替するか、可能な範囲で負債を一括返済し、その余の免除を受けるか、いずれかを選択することを求め、これを受けて原告は、平成16年末、A機構の指定したL監査法人の医療福祉部の調査を受けた。

(ウ) 原告の顧問税理士は、A機構の担当者からの照会に対し、平成17年6月29日、
〈1〉同年5月31日時点の病院事業に係る純資産価額はマイナス10億8819万円であること、
〈2〉5億7000万円の返済をした上で、残債務の免除を受けた場合には、同日時点の病院事業に係る純資産価額はマイナス5302万円となり、病院事業以外の原告個人の財産が1978万円であるから、なおも約3300万円の債務超過の状態であることなどを報告した。

(エ) A機構は、本件債務免除に先立ち、平成17年8月4日、原告から自己資金で7000万円の弁済を受けたほか、同月3日、原告の兄で原告のA機構に対する債務を保証していた乙から150万円の、同月4日、原告の弟で同債務を保証していた丙から550万円の、各支払を受けた。また、争いが無い事実及び弁論の全趣旨によれば、本件債務免除の前後の原告の資産及び負債の状況、収入金額等を考慮すると、原告は、本件債務免除の直後において、支払不能の状態は脱したものの、なお債務超過の状態にあったものと認められる。

イ 上記認定した事実を総合すると、原告は、A機構から、本件病院を売却するか、本件病院の経営者を交替するか、可能な範囲で負債の一括返済を行い、その余の免除を受けるか、いずれかを選択するよう求められたため、G銀行から融資を受けた5億円に、自己資金の7000万円を加えてA機構等に弁済することを選択したものである。そして、本件債務免除を受ける前の時点において、原告にこれ以上の資金調達能力があったことをうかがわせる事情はない。また、A機構は、原告のA機構に対する債務の保証人からも、本件債務免除に先立ち、合計700万円を回収していたものであり、保証人からこれ以上の額を回収できたことをうかがわせる事情もない。さらに、本件債務免除は合理的な事業再生スキームであるA機構企業再生スキームに準じたスキームに基づき行われているものであり、原告の資産状況について、監査法人の調査が実施され、また、A機構による検討が行われ、それらを踏まえて本件債務免除が行われたものである。本件債務免除(平成17年8月9日)直前の時点において、原告がA機構等に対して負担していた債務の総額は29億1033万1186円に上り、しかも、いずれの債務についても期限の利益を喪失していたことに加え、原告は、本件債務免除後もなお債務超過の状態であったことも併せ考慮すると、原告の債務超過の状態が著しく、原告の信用、才能等を活用しても、現にその債務の全部を弁済するための資金を調達することができないのみならず、近い将来においても調達することができないと優に認められるものであって、原告は本件債務免除を受ける直前において資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であり、かつ、本件債務免除の額が原告にとってその債務を弁済することが著しく困難である部分の金額の範囲にとどまるものと認められるから、本件債務免除益については基本通達36-17が適用され、各種所得の計算上収入金額又は総収入金額に算入されないものと解す

るのが相当である。

ウ 被告は、原告が平成18年10月1日にその個人事業を本件医療法人に引き継いで以降、本件医療法人から月額250万円の役員報酬を受け取っており、また、本件病院の敷地を同法人に貸し付けることによって、地代月額60万円を受領していることや、G銀行から受けた5億円の融資に係る借入金を少なくとも平成21年12月時点まで滞りなく弁済していることを指摘する。

しかしながら、「債務者の債務超過の状態が著しく、その者の信用、才能等を活用しても、現にその債務の全部を弁済するための資金を調達することができないのみならず、近い将来においても調達することができないと認められる」か否かは、債務免除が行われない状態を前提に検討すべきであることは、これまでに説示したとおりであるところ、被告の主張する事情は、原告は本件債務免除を受ける直前において資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であり、かつ、本件債務免除の額が原告にとってその債務を弁済することが著しく困難である部分の金額の範囲にとどまるという認定を何ら左右するものではない。

2. 本件更正処分等の適法性

上記1のとおり、本件債務免除益については、基本通達36-17本文の適用があるものと認められるから、本件更正処分は違法として取り消されるべきである。

II 判決に対する若干のコメント

1. 本件訴訟の論点と課税処分の素朴な疑問

～筆者提出の鑑定意見書のから～

(1) 病院事業を行う原告は、その事業資金として借り入れた株式会社A機構からの借入債務24億0247万円(元金として11億7650万円、利息・損害金として12億2597万円)、また、独立行政法人B事業団からの借入債務5億0786万円(元金として2億9170万円、利息・損害金として2億1616万円)を有していたが、原告は多額な債務超過の状況に陥っていたために、上記借入金について長年に亘り約定弁済ができない状態が続いていた。

そこで、原告の債権者であるA機構等の債権者は、その債権につき、一部でも債権回収を図るとともに、原告の債務整理を図るために、A機構等(「両債権者」ともいう。)と原告の3者間で協議を重ねた結果、原告に対する債権のうち、原告が5億円の借入れを行い、その資金によって、原告所有の不動産に対して第一順位の担保権を保有していたB事業団に対して借入金のうちの元本2億9170万円を返済し、残りの2億0830万円をA機構に弁済することを条件として、それぞれの残余の借入金債務を免除する、という債務整理案を提示し、原告も多額な借入残債務が債務免除されるということが前提とされて了承されている。

このような債務整理計画案は、利害が相反する両債権者と債務者(原告)の三者間で協議されて決定されたものであり、何らの恣意性も租税回避性も介在しない合理的な計画案であることはいままでもないことである。そこで、債務超過に陥り経営破たん状況にある原告にとって、5億円の資金調達は困難であったが、これを実行することが、原告の病院事業を継続する唯一の手段と考えて、原告とその両債権者は、債務免除による債務整理計画につき協議を重ねた結

果、5億円の借入れにより両債権者の債権を支払うのであれば、他の残債権を放棄するという協議が整った。

原告は、5億円の弁済により残債務の弁済が免除されるのであれば、事業再生の可能性が見えることから、借入先の銀行を模索したが拒否されたものの、最後に、G銀行が救済の手を差し伸べたものである。G銀行が原告に対して5億円の貸し付けを承諾するに至る協議では、原告が両債権者に対して借り入れた5億円の限度で債務を弁済すれば他の多額な残債務は免除されるという両債権者による原告の債務整理計画案が前提とされていたことはいうまでもないことである。すなわち、G銀行は、かかる原告の債務整理計画によれば、原告の病院事業の継続による将来の支払能力の回復も可能であるということに期待したものであり、しかして、その際に、当該残債務のうちの約10億円の債務免除に対して、その40%強の所得税等の税金が課税されるという事態は、全く念頭になかったことは、本件5億円の借入れに至る経緯からみれば明かなことである。つまり、同銀行は、多額な当該債務免除益に対して所得税等が課税されるのであれば、A機構等の債権者が提示した5億円の弁済と債権放棄によっては、その免除益に係る税金相当額が不足し、事業再生は頓挫することは当然であることを承知していたものである。その意味では、本件5億円の借入れと債務弁済及び残債務の債務免除という債務整理計画の実行は、両債権者とG銀行及び原告の4者による事業再生計画ということができるのであり、それ自体、経済的合理性が認められるものというべきである。

(2) 債務免除益に係る非課税通達の所得税基本通達(以下、「所基通」という。)36-17は、「債務免除益のうち、債務者が資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であると認められる場合に受けたものについては、各種所得の金額の計算上収入金額又は総収入金額に算入しないものとする。」と規定している。かかる規定は、債権者である法人にとっては、法人税基本通達(以下「法基通」という。)9-6-1(4)に規定する「債務超過の状態が相当期間継続して、回収が困難と認められる場合の債権放棄としての貸倒損失」に該当するものであり、それとパラレルに考えることができるものである。

前記所基通36-17は、正に、かかる状況の下での債務免除益に課税することは、租税負担能力のない形式的利益に対する課税であり実体に即さないこと、そして、かかる債務免除益を非課税による救済的取扱いにより、当該債務者の事業再建を図ることを意図した規定として、その存在意義が認められるべきものである。

しかるに、被告は、前記非課税規定の要件を厳格に解して、本件事案につきその適用を否定して、債務免除益に所得税課税を行ったものであるが、その課税処分は原告の事業再生を根底から阻害して破綻させるものであり、しかも、かかる課税処分による租税負担の支払能力も喪失し徴収は不可能な状況にあることは当然のことである。

かかる被告の対応及び本訴における被告の主張によれば、所基通36-17の規定の適用がある場合は、債務者の納税者は完全に資力を喪失して事業廃止に追い込まれた場合の債務免除であり、事業再生による事業継続などは予定していないということになる。しかしながら、このような理解によるのであれば、債務者の事業再建を意図した債務免除はすべて否定されて課税される結果を招来することになるが、そもそも、被告の主張するように、重要な事業設備を売却しても事業廃止の状況に陥っている場合に限定して、当該債務免除益が非課税とされるのであれば、債務免除益を課税対象としたとしても、納税自体が不能という事態に至ることは明らかであり、敢えて、同通達の非課税規定を適用するまでもないということになり、当該通達の存在意義は存しないということになる。被告の本訴における主張は到底理解の及ぶところではない。

かかる被告の主張によれば、法人税法上の法人の事業再生税制の存在と個人の事業再生のそれとは、あまりにもかけ離れたものとなることは必定であり、所得税法又は所得税基本通達 36-17 の趣旨目的とは遠くかけ離れたものということになる。

国税庁長官は、所得税基本通達の制定(昭和 45 年 7 月)に当たって、その通達の具体的適用に当たって、次のとおり示達している。

「…通達を簡略化するとともに、なるべく画一的な基準を設けることを避け、個々の事案に妥当する弾力的運用を期することとした。したがって、この通達の具体的な適用に当たっては、法令の規定の趣旨、制度の背景のみならず条理、社会通念をも勘案しつつ、個々の具体的事案に妥当する処理を図るよう努められたい。」

かかる国税庁長官の示達内容からも明らかなように、債務者と利害相反する独立当事者である本件両債権者が多額な債務免除を行ったことは、条理、社会通念に照らせば、一定の債権の優先弁済を受けて一部の債権回収を図り、それ以外の債権の額は回収不能という判断の下で行われたことは明らかであり、そして、その背景として、債務者の病院事業という公益性事業の再建に寄与するということも見逃すことのできない事実である。

しかして、かかる事態に対して、所基通 36-17 の適用が認められないのであれば、もはや、当該規定による対処は考えられないところである。被告の本件課税処分は、かかる通達の適用の基準に違背し、また、社会通念にも違背した対応であり許されるべきではないと考える。

(3) 本件事案において、同通達の適用を排除して、「溺れる者、藁をも掴む思いの納税者(債務者)」に対して、支払いを受けることが著しく困難という判断の下で行われた利害相反する A 機構等の債権者による多額な債務免除は、その債務整理自体が合理的な債務整理に基づくものであり、また、原告にとっては、病院事業の再建に適合した合理的な債務免除による債務整理であるということは明白である。しかるに、かかる事業債権の救済的視座からの多額な債務免除による形式的利益を課税対象とすることは、租税負担能力が欠除した債務免除益について課税するという条理、社会通念に反する解釈に基づく課税を強いることである。このことは、所得税法が当該納税者に対しての「かすかな事業再建の希望」を断念させて再起不能に陥らせることになるものであって、もとより租税法の予定するところではなく許されないというべきである。

被告の主張は、このような債務者の租税負担を廃除して、事業再建を図るということが所基通 36-17 の法益の一つであることを失念しているものであり、また、先例判決とされている仙台地裁判決も、この点からの考察が皆無であるほか、詳細な検討すべき論点の検証が欠落しており、本通達の前例判決としての価値は見出し難い。

例えば、本件において、両債権者が行った原告に対する債権放棄は、法人税法における取扱いは、法基通 9-6-1(4)¹に該当して、放棄した部分の債権は回収不能による貸倒損失として損金算入されていることは明らかであるにもかかわらず、債務者の原告においては、「債務者が資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であると認められる場合」には該当しないというトレード・オフ(二律背反)の税務処理が今回の課税処分であり、被告の訴訟上の主張である。それが、許されないことは論理的に明らかであるが、仙台地裁判決等は、かかる本来検討すべき論点の考察が欠落している判決であり、その先例としての価値は見出し得ない。

¹ 本件債務免除は、2 社の債権者が借入金による一部優先弁済を条件として行ったものであり、G 銀行は、その 2 社の債務の一部を弁済する資金として原告に新たに貸し付けたものであるから、法基通 9-4-2(注)の債務者の合理的再建計画に該当すると判断することもできる。

2. 本判決の検討・評価とその先例的意義

(1) 所基通36-17の「著しく困難であると認められる場合」の判断の基準時

所基通36-17は、「債務者が資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であると認められる場合に受けたもの」について、各種所得の金額の計算上収入金額又は総収入金額に算入しないものとする規定している。本訴においては、ここで「債務を弁済することが著しく困難であると認められる場合に受けたもの」の認定判断を何時の時点で行うかという判断の基準時が問題とされている。この点につき、原告は、「債務免除が行われた時」と主張し、被告は、「債務免除後の財産の状況により判断すべき」と主張し、真っ向から対立している。

すなわち、被告課税庁は、基本通達9-12の2は、所得税法9条1項10号及び所得税法施行令26条の適用の有無の判定時期について、「これに該当するかどうかは、これらの規定に規定する**資産を譲渡した時の現況により判定する**」と定めているところであり、**債務免除の場合において、上記と同様に解すると、その判定時期は、債務免除を受けた時の現況とすべきこととなり、具体的には、債務免除の効果発生時点と解すべきこととなる。**すなわち、債務免除益は、所得税法上は「収入」としか規定されておらず、債務免除の効果に着目して、債務免除を受けた結果、当該負債が消滅することによって資産状態が回復したことが収入と評価されるのであり、これにより**その他の債務の弁済が可能となって担税力を回復したのであれば、それは原則に戻るものであって、基本通達36-17の趣旨が妥当すべき場面ではなくなる**とし、「**このような債務免除の経済実態や法的意味に照らしても、判定時期はその効果発生時点と解すべきである**」から、**納税者が、債務免除後においても納税資力がなく、これに課税しても徴収不能になることが明らかである場合でなければ、債務免除益を収入金額に算入しないことは正当化できない旨主張している。**

この点は、本件裁決においても、同様の判断がなされている。すなわち、裁決は、所基通9-12の2の文言を引用して、「…現にその債務の全部を弁済するための資金を調達することができないのみならず、近い将来においても調達することができないと認められる場合であり、この場合に該当するかどうかは、債務免除益が所得として権利が確定（実現）した後においてしか、当該債務免除益を受けた者が實際上担税力のある所得を得たか否かが判断できないものであることからすれば、債務免除を受けた時、すなわち、**債務免除を受けた直後の現況により判定すべきであると解される。**」（裁決書8頁7行目以下）としている。かかる被告の主張及び本件裁決は意図的か又はそうでないとすれば極めて稚拙な解釈誤謬を犯している。

ところで、独立当事者である第三者のRCC等の債権者が、原告に対して有する多額な債権を放棄するか否かの判断に当たって検討する要素は、その検討段階の債務者である原告の財政状態、過去の経営実態を前提とした将来予測、そして、これらを総合的に踏まえた今後の当該債務の弁済可能性（債権者の回収可能性）の予測等によって判断されるものであることは論をまたない。換言すれば、本件両債権者が、当該債権を放棄するに至ったことが、原告の財政状態からの回収不能性に起因したものであり、債権者において貸倒損失として計上することに合理性が認められるか否かということである。しかして、その判断に当たっては、原告と利害相反する両債権者は、①債務者の原告の現在の財政状態に基づいて判断した今後の債権回収の可能性の程度、②その債権放棄の判断時点における将来の回収可能性の程度、という二つの要素を検討して、最終的な回収可能性の有無、債権放棄の金額が決定されたということができよう。

このことは、かかる債権の回収可能性の認定判断は、債務者の過去の経営実績を踏まえた判断時における現在の回収可能性及び債務免除時における客観的事実に基づいた将来の回収可能性の予測という二つの要素を前提として、債権放棄（債務免除）の内容が決定されるということである。しかして、A機構等が行ったXに対する債権放棄が貸倒損失に該当するかどうかの認定判断

に当たって、その債権放棄をした後の現況、つまり、債務者の債務消滅後の財政状態を斟酌して、債務免除時の回収可能性を判断するなどという論理が成立するはずもないし、未だかつて、債権者の債権放棄の貸倒れ認定において、かかる主張が課税庁から提出されたこともない。

被告の論理は、債権者集会において、債権者が債務超過部分等、一定の債権を放棄する旨の再建計画を決議して実行した場合でも、その債権放棄後の債務者の現況、つまり、その後の債務者の財政状態を考慮して、回収不能かどうかを認定するということであるが、そうであれば、債務者の財政状態は、当該債務免除により改善されているのであるから、かかる債権者集会による債権放棄は、回収可能な債権の放棄として寄附金に該当するということになるであろう。債務免除が回収不能な債権の債務免除か否かを、その免除後の現況（免除後の財政状態）により判断するなどという被告の主張は、論理的にありえない議論であり論外であるということである。

また、被告の主張によれば、債務者の事業再建を図るために債権者の協力を得て行われた債務免除により、事業再生が図られた事案のすべてが、所基通 36-17 の適用がないことになり、したがって、事業再生の場合、当該債務免除益の全額が常に課税の対象とされ、そのことにより、個人の事業再生が永遠に不可能になるということになるが、それが、不当であることは論ずるまでもないことである。

本件の場合、そもそも、A機構等の債権者の本件債務免除が行われて、初めてXの病院事業の再生に期待が持てたのであり、債権者の債務免除の協力により、他の債権者の多額な債務弁済を図りつつ、今日まで原告の事業を維持継続してきたものである。しかるに、その債務免除が「債務を弁済することが著しく困難であると認められる場合に受けたもの」に該当するかどうかを判断するに当たって、その債務免除後のXの財政状況に基づいて判断することは、論理としてはあり得ないものである。

仮に、被告の主張が正当であるというのであれば、A機構等の債権放棄の貸倒損失の計上は、法人税法上、その債権放棄後の現況、つまり、債権放棄後の財政状態により回収不能か否かを判定するということになるが、そうであれば、私的整理による事業再生のための債権者の協力による債権放棄の大半は、貸倒損失の計上認められず、全て寄附金として認定されることになるであろう。しかしながら、それが当を得ない認定であることは、論ずるまでもないことである。

被告の主張は本末顛倒の牽強付会な主張という誹りを免れないことはもとより、原告の債務を免除した両債権者の法人税法上の貸倒損失の税務処理とも齟齬を来すという事態を招くことになる。

以上の点は、被告自身が所基通 36-17 と同様の状況を前提としているとする所基通 9-12 の2において、「債務の弁済が著しく困難」の判断に当たっては、「現にその債務の全部を弁済するための資金を調達することができないのみならず、近い将来においても調達することができないと認められる場合をいい、これに該当するかどうかは、これらの規定に規定する「**資産を譲渡した時の現況により判定する**」としていることから明白である。

すなわち、当該通達では、その弁済困難な判断は、「**資産を譲渡した時の現況により判定する**」としているところであり、しかして、この場合の「**資産を譲渡した時の現況**」というのは、その資産の譲渡したその時点という意味であり、その「**資産を譲渡した後の現況**」により判断するとはしていないのである。

この点に関して、東京国税局資産税課長等の課税当局者が執筆している『資産税質疑応答集』（大蔵財務協会・平成6年6月、改定新版・平成13年4月）は「**当該譲渡を行った時の直前における債務の金額が、明らかに積極財産の価額を超過しており、かつ、その者の収入状況、信用**

状況等からみて強制換価手続を執行されることが避けられないと認められる事情の下に資産の譲渡が行われ、その対価が債務の弁済に充てられた場合における資産の譲渡による所得は非課税とされています。」と解説しているところであり、このことから、被告主張の誤謬は明らかである。

被告の主張は、社会通念に反する極めて残念な強弁というほかなく、国民から税法に基づいた公正な税務執行を負託されている課税当局の主張としては、厳に慎むべき主張というべきである。

ところで、被告の主張を善意に解すれば、かかる被告の主張が意識的に行われとは考え難いところであるが、裁決の誤謬に至る判断等を斟酌すると、所基通9-12の2において、「債務の弁済が著しく困難」の判断に当たっては、「現にその債務の全部を弁済するための資金を調達することができないのみならず、近い将来においても調達することができないと認められる場合をいう」と規定していることに起因しているとも解されなくはない。

つまり、「近い将来においても調達することができないと認められる場合」という要素は、資産の譲渡後の事情を斟酌するという意味として理解したとも解される。しかしながら、かかる解釈は、その前提の理解が誤っている。

ここでの「近い将来においても資金を調達することができない」という意味は、あくまで、資産の譲渡時において、その債務者の資産譲渡者が、近い将来、「債務の弁済のために資金を調達する可能性があるか否か」、その結果、強制換価手続に移行する可能性を判断するということであり、しかして、その判断の基準時は、あくまで、「資産を譲渡した時」であり、その現況により判断するということである。決して、その判断基準時に客観的に予測できない事後に生じた事実を認識して、その判断において考慮するということではない。

ちなみに、所基通9-12の2の「資産を譲渡した時の現況により判定する」という場合のその「時」という用語は、「文字どおり、時点又は時間が問題になる場合だけに使われる。たとえば、『被相続人が相続開始の時において有していた財産』等のようである。」(林修三「法令用語の常識」日本評論社(1975年)7頁)とされているように、「ある具体的な時点を指す」(荒井勇『税法解釈の常識』税務研究会出版局(1975年)152頁)用語である。したがって、「時」というのは「時の流れの一時点」をいうものであり、「資産を譲渡した時の現況」というのは、正に、「資産を譲渡したその時点の現況」により判断することを意味していると解するのは当然のことである。

このことは、所基通36-17の債務者の状況が、所基通9-12の2と同質の財政状態にある債務者と認識している本件原告及び被告の理解に鑑みれば、「債務の弁済が著しく困難と認められるかどうか」の判断の基準時は、債務免除(債権放棄)が行われた「その時点」であると解することになる。

以上のことは、相続税法における相続財産等の財産評価における相続開始の時における財産の現況により資産、負債(財産)の客観的交換価額を評価する場合と同様であり、「相続開始の時」における時価をその時以後の事情を斟酌するものでないことは、その「相続開始の時」の文理解釈による当然の理解であり、本件被告のような理解は、到底考えられないところである。

本件更正処分に対する上記の疑問に対して、本判決は、精緻な理論展開により、資力喪失により債務の弁済が困難であるか否は、現にその債務の全部を弁済するための資金を調達することができないのみならず、近い将来においても調達することができないと認められるか否かは、債務免除が行われない状態を前提に検討すべきであると判示して、債務免除が行われた直後の状況に基づいて判断すべきであるという被告の主張を排斥している。

(2)小括

本件訴訟における被告の主張は、「債務の弁済が著しく困難である場合」とであるという場合の従

前の税務の執行における認定判断が、極めて厳格であり救済が認められた事例がほとんどみられないという実情を踏まえての苦し紛れの主張と考えられるが、かかる被告の主張により、焦点がその解釈問題に移行した点もあり、被告敗訴の要因の一つとあってよいであろう。

また、事実認定においても、本来、弁済の困難性を否定することは、そのA機構等からの債務免除の申し入れ、その宰務免除に至る過程、保証人の一部弁済、G銀行からの5億円借入の経緯と同銀行の認識等に鑑みれば、その債務免除の直前における現況において、当該債務免除を受けた債務額が弁済不能であると認定されることは、また、当然のことであるといえることができる。

その意味では、本判決は当然の判断とは言えても、本訴で被告が主張した内容を前提として、従前の税務執行が行われていたことが窺えるところ、本判決が、課税庁の主張に惑わされることなく、相続税法との関連、法人税法における企業再建税制との比較等による検証に基づいて的確な判断をしたことは評価されてよい。

本判決は、被告が控訴断念して確定したが、個人事業の再建という視座からの債務免除について、納税者が勝訴した初めての判決として、先例としての価値があるというべきである。

3. 仙台地裁判決等の誤謬について

所基通36-17の適用の是非が争われた先例判決として、仙台地裁平成17年2月28日判決（税務訴訟資料第255号64頁・順号9945、仙台高裁平成17年10月26日判決・税務訴訟資料第255号293頁・順号10174）がある。

この訴訟において、当該課税庁は、「資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であると認められる場合」の意義につき次のように主張した。

基本通達9-12の2は、所得税法第9条1項10号及び同法施行令26条に規定する「資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難」である場合について定めており、これに該当する具体的状況としては、例えば倒産等により債務超過の状態が相当期間継続し、その者の生計を維持するのが限度である程度に所得が減少し、その者の有する信用、才能その他あらゆる可能性をもってしても、近い将来において、その債務の全部を弁済する資金の調達能力がないと認められる場合をいうと解されているところ、同法9条1項10号及び同法施行令26条により譲渡所得が非課税となる場合は、担税力を保持している者に課税しないという不公平を招来する心配のない状況が前提となっている点で、基本通達36-17と同一の状況を想定しているものであり、このことは、逆に、基本通達36-17が適用されるための前提として、当該債務免除を受ける者が、同法9条1項10号及び同法施行令26条に該当する者またはそれと同視できる者である必要があると解すべきことを意味する。なお、民事再生法又は特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づいて債務の切捨てがされた場合であっても、当該債務者の事業継続に基づく担税力に着目して、当該債務切捨て益を課税の対象となる所得金額として扱っている。」

これに対して、本判決は、次のとおり判示して、所基通36-17の適用を否定した。

「個人事業者が事業再生のための債務免除を受けた場合の債務免除益について、**基本通達36-17により収入金額に算入されないこととされるのは財産を売却するなどして保有資産がなくなり、収入を得ているとしても生計を維持する程度の最低限の収入にとどまる場合であり、事業の継続のために必要な資産等の保有が認められ、残債務等の弁済が可能な程度に債務免除を受けた場合には、その債務免除益は収入金額に算入する扱いとされていることが認められ、この運用は、同通達の上記趣旨に沿った適切な運用、**というべきであるから、本件においても、かかる実

務の運用をもふまえて、基本通達36-17の適用を検討するのが相当である。」

かかる判決の判旨は、本件被告の前記主張に影響されたようにも思われるものの、被告の主張を注意深く読めば、本判決のように厳格な要件を主張しているとは必ずしも言えないように思われる。つまり、被告主張は、所基通9-12の2の「資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難」の解釈通達の文言を引用しているものにすぎず、かかる通達の要件からは、後述するように、本判決のような厳しい要件設定を導くものということとはできない。ただ、被告主張が影響したとすれば、被告が指摘した「例えば倒産等により…略…、その者の生計を維持するのが限度である程度に所得が減少し」ているという部分であると思われるが、それは、当該通達が適用できる一つの具体的事例というものに過ぎず、その事例以外の債務者の場合の強制換価手続等による資産の譲渡を非課税所得から除外されるというものではないことに留意すべきである。

その意味でも、本判決は、次の点について検証して検討すべきところ、それを見落としていることができる。

本判決は、①保有財産を有する場合にはそれを売却処分して債務弁済に充てていること、②収入は生活維持の最低限の収入にとどまっていること、その結果、③事業継続のために必要な資産等の保有が認められ、残債務等の弁済が可能な程度に債務免除を受けた場合には、その債務免除益は収入金額に算入する扱いとされていることが認められるとして、原告の所基通36-17を適用すべきとする主張を排斥したものである。

この判示内容を注意深く検証すれば、まず、①保有資産を売却せずに、将来、事業継続により残債務の弁済を計画している場合には、この規定の適用が認められないこと、②債務者の個人が収入を得ている場合の当該収入金額は、「生活維持の最低限の収入であること」という認定要素によれば、本件のように病院等の事業者が収入金額を得て、その収入を得るための不可欠な必要経費を支払っている場合に、その差額の所得金額が、債務者生活維持程度のものであっても、その収入金額が多額な事業収入を得ている債務者は、所基通36-17が排除されること、になるという理解しがたい結論を導くことになる。

また、③の要素は、債務者の事業継続のために不可欠な資産を保有し、債務者が当該債務免除後の事業収入から残債務を弁済する計画の下で行われた債務免除は、一切、所基通36-17の適用は認められないということに帰結する。

かかる判決及び被告主張の論旨は、所基通36-17は、債務者の事業継続を前提としておらず、早晚、債務者は事業廃止が前提とされている場合の債務免除に限定されるということになる。

そうとすれば、債務者である個人事業者の事業再生計画による債務免除は、事業継続を前提としたものであるから、一切、所基通36-17の適用は排除されること、このことは、個人事業の再建、再生のための債務免除はすべて認められず、所得税課税の対象となるというのが、仙台判決及びその被告主張の理論的帰結である。

かかる非常識な解釈は、納税者の租税負担能力という実情を一切捨象するということであるが、かかる解釈の前提には、法律上の強制換価手続等による資産の譲渡（それを前提とした資産の譲渡を含む）の債務者の財政状態と同様であるという認識、そして、かかる認識の前提には、その強制換価手続等の後には、債務者の事業は廃されるということがあるように思われる。かかる認識が一義的に所基通36-17の適用の要件としても採用されているということであろう。

しかしながら、所得税法9条1項10号の強制換価手続等による資産の譲渡に該当する場合であっても、その後の事業再生は皆無ではないし、しかして、当該規定を受けた所基通9-12の2では、「『資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難』であると認められる場合とは、債

務者の債務超過の状態が著しく、その者の信用、才能等を活用しても、**現にその債務の全部を弁済するための資金を調達することができないのみならず、近い将来においても調達することができない**と認められる場合をいい、これに該当するかどうかは、これらの規定に規定する**資産を譲渡した時の現況により判定**する」旨規定しているところである（強調筆者）。

この規定を注意深くみれば、ここでの「資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難」という行政解釈は、**資産を譲渡した時の現況において**、①債務者の**債務超過の状態が著しいこと**、②債務者の信用力や才能からしても、現実には、**全部の債務額の弁済資金**を調達することができないこと、③その資金調達は、**近い将来においても調達することができないこと**、という要件が示されているにすぎないのである。

かかる行政解釈が示す認定要件は、資産の譲渡時において判断すると、「著しい債務超過の財政状態にあること」、当該債務者は、「その資産譲渡時の現況及び近い将来における債務全部の弁済資金が調達不能であること」、というものであり、かかる通達の文言から、所基通36-17は所基通9-12の2の規定と同様の場合であると解釈した本判決が、「財産を売却するなどして保有資産がなくなり、収入を得ているとしても生計を維持する程度の最低限の収入にとどまる場合であり、**事業の継続のために必要な資産等の保有が認められ、残債務等の弁済が可能な程度に債務免除を受けた場合には**、その債務免除益は収入金額に算入する扱いとされていることが認められる」と判示したことは、所基通9-12の2の「資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難」でいう解釈通達から導くことは、到底、困難というべきである。

以上の考察から明らかなように、所基通36-17の適用は、所基通9-12の2の解釈通達と同様であるという前提から解釈した本判決の論旨は、当該通達の文言の解釈を逸脱してなされた拡大解釈に基づくものであり、誤りであると考ええる。

この仙台判決に対して、本判決は、法基通36-17の解釈適用についてより積極的かつ合理的な解釈を示している点でも評価できるものである。

4. 結びに代えて

本件被告は、独立当事者間の関係にある本件各債権者の債務免除について、所基通36-17が適用される「債務の弁済が著しく困難と認められる場合」には該当しないとして、その適用を否定しているが、その根拠として、本件債務免除後の事情により判断している姿勢は、論外であるといわざるを得ない。

A機構等の両債権者は、一部の限定的な債権回収に甘んじて、自らの犠牲をもって債権放棄して、原告の病院事業の再生を図ったものであるから、その後の原告の病院事業の業績の改善は、むしろ、本件両債権者の望むところであり、しかるに、債務免除当時の判断では、今後の債権回収は限界にあるという判断の下での残債権の放棄の道を選択したものである。

しかるに、その債務免除により財政状態が改善されたから、それを前提として、「債務の弁済が著しく困難と認められない」という被告の認定判断は、問題のすり替えであり、本末転倒の議論である。

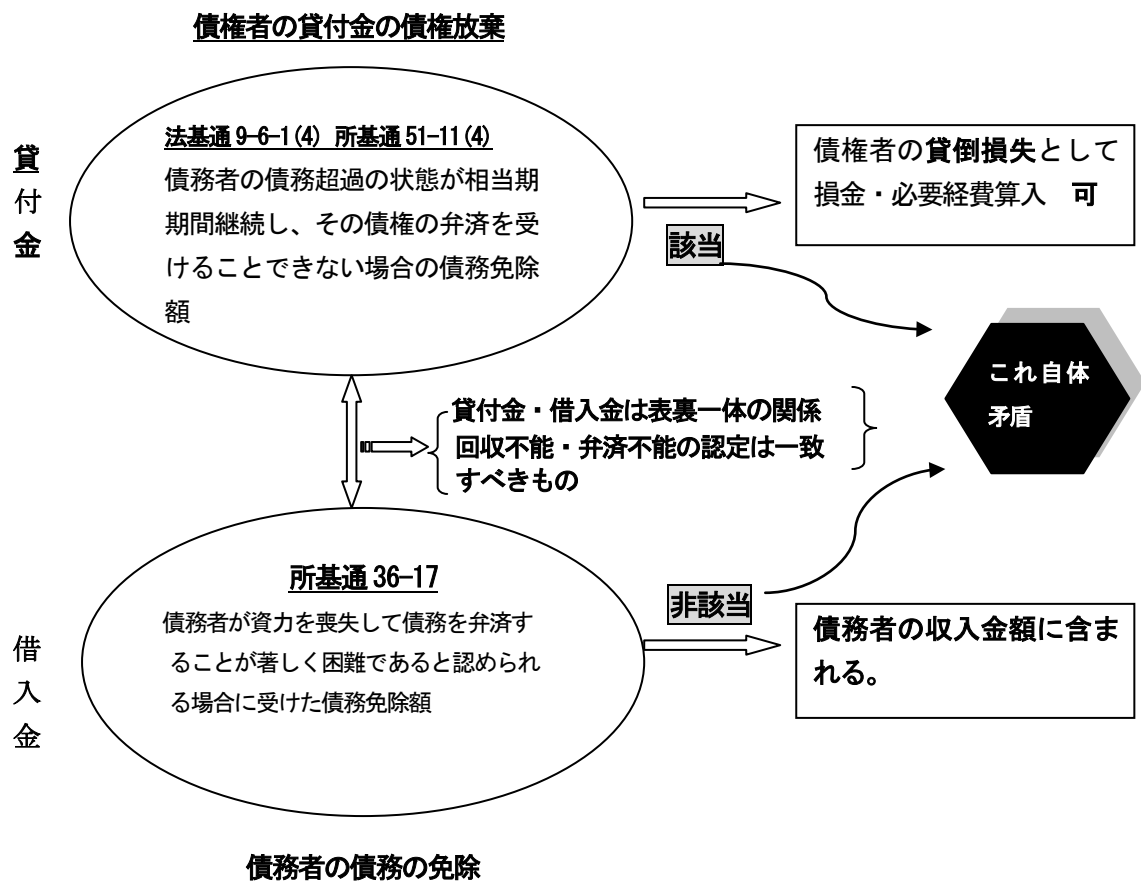
すでに指摘したように、債権者である法人が債権放棄したことによる損失が貸倒損失として許容されるのであれば（法基通9-6-1(4)等）、その債権の債務者である個人においては、「債務の弁済が著しく困難と認められる場合」に該当するという表裏一体の論理的帰結が尊重されるべきことを、指摘しておきたい。

また、原告Xが法人の場合において、その債務免除益について、法人税法59条の適用が認められる本件においては、個人のXにおいては、所基通36-17の適用を容認することが整合性あ

る論理的解釈であるということも銘記すべきである。

加えて、本件債務免除益は所基通36-17により所得税は課税されないという前提で、原告の債権者であるRCCと福祉医療機構及びその後債権者となったG銀行の3者は、原告の債務整理計画に基づいて、5億円の貸付の実行とその資金による弁済と債務免除が行われたものであるから、法基通9-6-1(3)「債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの」に実質的に該当するといえることができる。したがって、債権者の債務免除による損失は貸倒損失として処理されることに問題はなく、それと裏表の関係にある債務者の債務免除益についても、「債務の弁済が著しく困難と認められる場合」にも該当すべきことになる。

ちなみに、この関係をより分かりやすく図解して示すと次のとおりである。被告の主張は、債権者の債務者に対する当該貸付金は、その債務者の資力喪失により回収不能と認定し貸倒損失を容認しながら、一方で、その債務者の借入金も資力喪失しておらず弁済可能という事実認定を行い所基通36-17の適用を否定して、債務免除益に対して所得課税を行うというものであるが、それは、同一債務者の資力喪失の事実認定が正反対であるという二律背反の認定と解釈に立つものであり、到底、論理的に成立しないものであり、許されるものではないということが銘記されるべきである。



被告は、担税力のある経済的利益（債務免除益）を享受したのではない原告に対して強引で心ない課税処分を行ったものであるが、その結果、原告が債権者との粘り強い協議を重ねて勝ち取った「借入資金による一部の債務弁済と残債務の全額免除」という債権者の協力による原告の債務整理計画が否定され、原告の事業再生の道を頓挫させ、今後、事業閉鎖に追い込まれるリスクを抱えるに至ったものである。

このような事態を招来する本件のようなXの事例については、それがし意性がなく、また、不合理な債務免除等の資産整理計画でない限り、課税庁は所基通36-17を積極的に活用して可能な限り広く救済を図ることこそが、その通達の法益に沿う税務の執行である。そして、その一方で、かかる誤りを是正するのが司法制度の責務である。

その意味からも、税務執行における解釈通達である所基通36-17につき、正鵠を射た解釈に基づいてXの主張を支持し、同人の行う病院事業の継続による再建を支援した本判決は、高く評価できるものといえることができる。